監査の結果をお知らせします

法令および年間監査計画に基づき、監査を行いましたので結果をお知らせします。

◆監 査 委 員

須 藤　忠 三　　菊 地　英 雄

◆指定管理者監査

〇地方自治法第１９９条第７項の規定による監査

対象：高畠町総合観光案内施設及びふるさと自然のみちウォーキングセンター（道の駅たかはた）

指定管理者　一般社団法人　高畠町観光協会

〃　　所　管　課　商工観光課

〇監査の期間

令和５年１０月１日から令和５年１２月２８日まで

（令和５年１１月１４日に現地監査を実施）

〇監査の範囲

・令和４年度指定管理者が行った業務に関する出納その他の事務の執行

・施設及び備品等の管理状況

〇監査の主眼及び手続

監査にあたっては、監査実施計画に定めた着眼点に基づき適正に行われているかどうかを主眼に、所管課及び指定管理者から関係書類の提出を求め、現地視察と書類審査並びに関係職員から説明と聴取を求め実施した。

〇監査の結果

（１）　所管課：商工観光課

① 指定管理者の選定は、適正かつ公正に行われているか。

ー　適正かつ公正に行われていた。

② 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。

ー　適正に行われていた。

③指定管理者への指導監督は適正に行われているか。

ー　適正に行われていた。

④ 指定管理者が行う業務の履行確認は、事業報告書等により適切に行われているか。

ー　適切に行われていた。

⑤ 事業費の算定及び支出方法、時期、手続等は適正か。

ー　おおむね適正に行われていた。

（２）　指定管理者：高畠町観光協会

① 施設は関係法令の定めるところにより善良な管理者の注意をもって管理されているか。

ー　よく管理されていた。

②協定等に基づく業務の履行は適切に行われているか。

ー　おおむね適切に行われていた。

③利用料金の収納は適正に行われているか。

ー　適正に行われていた。

④利用促進のための努力はなされているか。

ー　よく努力されている。

⑤公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているのか。

ー　適正に行われていた。

⑥公の施設の管理に係る出納関係帳簿、記帳は適正か。また、領収書等の整備、保存は適正になされているか。

ー　適正に行われていた。

〇監査意見

指定管理者である一般社団法人高畠町観光協会（以下「観光協会」という。）は、指定管理に関する基本協定書に基づき、適正に業務を実施し、この総合観光案内施設などを拠点に、「道の駅たかはた」の機能を果たしながら、町内外から訪れる利用者に対して良好なサービス提供を行っており、町の観光及び産業振興のための役割を大いに果たしている。

また、当該施設の効率的な運営を行うために、レストランと物産売店、農産物直売所を㈱エイコウと業務提携するなど、利用者へのサービス向上に取り組んでいるほか、コロナ禍で大変厳しい状況の中でも、創意工夫しながら事業を展開していた。

当該施設での販売実績等を見ると、コロナ禍の影響により一時落ち込みがあったが、徐々に回復の兆しを見せており、案内所入館者数も徐々に増えている状況である。

今後とも、指定管理者である観光協会と町との間で事務打合せを行いながら、利用拡大に向けた体制づくりに努め、町の観光拠点施設の一つとして、利用者に喜ばれるような施設管理運営を図ってほしいものである。